

東淀シニアお元気活動サポート協会 規約・役員名簿

(名称)

第1条

本会は、東淀シニアお元気活動サポート協会と称する。

(事務局)

第2条

本会の所在地は、大阪府大阪市東淀川区東淡路1丁目5番51号 エバーレショッピングセンター内 D-8 に置く。

(目的)

第3条

本会は、東淀川区に住む高齢者へ向けスマホ教室等を中心としたお元気活動のサポート及び常設の事務所を設置する事で高齢世帯のお困りごと解決の見守り機能としての居場所づくりを進める。東淀川区を生涯の土地として魅力的な地域にし、活性化させていく事を目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 大阪市東淀川区東淡路地域に住む高齢者に向けたお元気活動(イベント)の実施
- (2) (1)にある活動のに関する情報の収集および広報活動
- (3) 本会の運営に必要な費用捻出の為の事業
- (4) 住民参加による、まちづくりに関する交流イベントおよび研究会の実施
- (5) 高齢者サポートに関わる関係者等のネットワークの形成
- (6) 空きテナント活用や住み開き等での活動拠点の拡大
- (7) その他、本会の目的に合致して必要と認める事業

(会員)

第5条

本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 一般会員
当団体の活動に参加する個人で、総会の議決権を有する。
- (2) 賛助会員
当団体を支援する個人及び団体。

(入会)

第6条

本会の目的に賛同し会員として入会しようとする者は、本会に入会手続きを行うことを以って会員とする。

(運営費用)

第7条

本会は次の収入により運営される。

- (1) 事業収入
- (2) 会員および会員外からの協賛金
- (3) 助成金、補助金、寄附金等

(退会)

第8条

1. 会員は、本会に退会手続きを行うことを以って任意に退会することができる。
2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。

(2) その他、前号に準ずるとき。

(役員)

第9条

1. 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 会計監査 1名

2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3. 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第10条

本会に次の役員を置く。

1. 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
2. 事務局長は、会長を補佐し、これに事故があるときは、その職務を代行する。
3. 会計監査は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条

1. 本会の総会は、一般会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3. 総会は、一般会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条

総会の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第14条

1. 本会の運営のため、事務局を置く。

2. 事務局は会長、事務局長および運営委員より構成され、運営委員は3名以上の一般会員より構成する。

3. 新しく運営委員になるには、会長、事務局長もしくは運営委員1名以上の推薦を必要とし、次項の規定に従い決定される。

4. 事務局は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、随時運営委員会を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(事業報告書及び決算)

第 15 条

役員及び事務局は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書と収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 16 条

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(顧問)

第 17 条

本会は必要に応じて顧問を置くことができる。事務局において推薦し、会長が委嘱する。

(委任)

第 18 条

本会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 19 条

本会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

(設立年月日)

第 20 条

本会の設立年月日は令和 3 年 3 月 1 日とする。

(規約施行日)

第 21 条

本規約は令和 3 年 3 月 1 日より施行する。

東淀シニアお元気活動サポート協会 役員名簿

令和 4 年 2 月 1 日 現在

役職	氏名	居所
会長	山本 聖也	大阪府大阪市東淀川区豊里 6-28-16-503 号
事務局長	中井 まひる	大阪府大阪市東淀川区豊里 7-2-5
会計監査	土井 聡	大阪府吹田市千里山西 6-62 A202 号室
会員	高田 祐樹	大阪府豊中市利倉東 1 丁目 1-1-611
会員	河邊 祐太	大阪府藤井寺市さくら町 2-1-102

以上、役員 5 名の事務局で構成する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

令和4年2月1日 現在

大阪府大阪市東淀川区東淡路1丁目5番51号
ショッピングセンターエバーレ内D-8

東淀シニアお元気活動サポート協会 会長 山本 聖也 印